

第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(令和5年度)

(健康福祉部地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	H 30 ～ R 8 年度																				
位置付け	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市障害児福祉計画」を包含した障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市障害福祉計画」とを一体的に策定するとともに、あわせて、第2次亀山市総合計画に即しつつ、特定の課題に対応するものである。																				
目的・概要	計画の基本理念である「生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち」をめざし、障がい者福祉にかかる「地域で安心して暮らせるまちづくり、多様性を尊重し、つながり合う環境づくり、自立した生活のできる体制づくり」を基本目標に掲げている。																				
計画の骨格	(3) 計画の体系 <table><tr><th>基本理念</th><th>基本目標</th><th>実施目標</th><th>施策の方向</th></tr><tr><td rowspan="6">生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち</td><td rowspan="2">1 地域で安心して暮らせるまちづくり</td><td>(1)地域で支え合う共生社会の実現</td><td>①障がいと障がいのある人への理解の促進 ②ボランティア活動の推進 ③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 ④虐待防止の啓発</td></tr><tr><td>(2)相互理解と交流の促進</td><td>①障がい者差別解消に向けた取組の推進 ②交流イベント等の開催 ③福祉教育の推進</td></tr><tr><td rowspan="2">2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり</td><td>(3)包括的相談支援体制の構築</td><td>①早期発見・早期治療の推進 ②総合相談窓口の設置 ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④障がいのある人の家族支援</td></tr><tr><td>(4)障がい児支援体制の確保</td><td>①療育体制の充実 ②医療的ケア児の支援の充実 ③子育てを支援する受入体制の整備 ④特別支援教育の充実</td></tr><tr><td rowspan="2">3 自立した生活のできる体制づくり</td><td>(5)雇用・就業機会の確保と拡大</td><td>①就労準備支援の充実 ②雇用の場の確保 ③就労定着に向けた支援</td></tr><tr><td>(6)自立生活のための環境整備</td><td>①障がい福祉サービスの充実 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③防災・安全対策の充実 ④権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)</td></tr></table>	基本理念	基本目標	実施目標	施策の方向	生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち	1 地域で安心して暮らせるまちづくり	(1)地域で支え合う共生社会の実現	①障がいと障がいのある人への理解の促進 ②ボランティア活動の推進 ③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 ④虐待防止の啓発	(2)相互理解と交流の促進	①障がい者差別解消に向けた取組の推進 ②交流イベント等の開催 ③福祉教育の推進	2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり	(3)包括的相談支援体制の構築	①早期発見・早期治療の推進 ②総合相談窓口の設置 ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④障がいのある人の家族支援	(4)障がい児支援体制の確保	①療育体制の充実 ②医療的ケア児の支援の充実 ③子育てを支援する受入体制の整備 ④特別支援教育の充実	3 自立した生活のできる体制づくり	(5)雇用・就業機会の確保と拡大	①就労準備支援の充実 ②雇用の場の確保 ③就労定着に向けた支援	(6)自立生活のための環境整備	①障がい福祉サービスの充実 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③防災・安全対策の充実 ④権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)
基本理念	基本目標	実施目標	施策の方向																		
生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち	1 地域で安心して暮らせるまちづくり	(1)地域で支え合う共生社会の実現	①障がいと障がいのある人への理解の促進 ②ボランティア活動の推進 ③精神障がい、ひきこもりに対する理解の啓発 ④虐待防止の啓発																		
		(2)相互理解と交流の促進	①障がい者差別解消に向けた取組の推進 ②交流イベント等の開催 ③福祉教育の推進																		
	2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり	(3)包括的相談支援体制の構築	①早期発見・早期治療の推進 ②総合相談窓口の設置 ③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ④障がいのある人の家族支援																		
		(4)障がい児支援体制の確保	①療育体制の充実 ②医療的ケア児の支援の充実 ③子育てを支援する受入体制の整備 ④特別支援教育の充実																		
	3 自立した生活のできる体制づくり	(5)雇用・就業機会の確保と拡大	①就労準備支援の充実 ②雇用の場の確保 ③就労定着に向けた支援																		
		(6)自立生活のための環境整備	①障がい福祉サービスの充実 ②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ③防災・安全対策の充実 ④権利擁護対策の充実(成年後見制度の利用促進)																		

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R5)	目標値
1					
2					
3	※別紙参照				
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	・ヒューマンフェスタin亀山では、講演会等の開催により、共生社会の理念普及や福祉意識向上につながった。また、まちづくり協議会福祉委員を対象とした亀山市社会福祉協議会主催の研修会では、市担当と障害者総合相談支援センターあい相談員が講師として参加し、障がい者への理解を深めることができた。地域自立支援協議会においては、差別解消に関する相談実績の報告等の協議を行った。他、障害者就業生活支援センターやハローワーク等と連携し、就労支援を行った。 ・「にじいろネット研究会」における医療的ケア児(者)にかかるスーパーバイズチームの結成や新たに小山田記念温泉病院との「KUKS」の協定により、障がい児(者)の支援体制が充実した。障害福祉サービスの利用について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により生じた課題に随時対応し、災害の備えとして亀山市福祉避難所マニュアル(ひな形)を作成した。
成果	・地域における支援体制の構築に向けた活動を推進し、「ボランティアの育成、ひきこもりの実態調査検討、地域自立支援協議会での差別解消に向けた協議」等、地域で安心して暮らせるまちづくりにつなげることができた。支援により、福祉施設から5人が一般就労することができた。 ・子どもの療育事業、専門機関と連携した巡回相談に加え、多機関連携による医療的ケア児支援や小児リハビリテーション支援等、子育て支援の充実に繋がった。 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについては、鈴鹿亀山圏域で協議の場を設置し、顔の見える環境づくりを進めた。 ・コロナ禍のニーズに対応したサービスを提供や市内7か所の福祉避難所協定事業所マニュアル整備等、障がいのある人の自立した生活のできる体制づくりを進めた。
総合計画推進への寄与度	障がいのある人の自立生活に向け、障害者総合相談支援センターあいや計画相談支援事業所による相談支援や、就労移行支援事業等の就労に向けた福祉サービスの提供、ハローワークによる就職面接会など就労に向け継続した支援を行った。 また、通所入浴サービスを自粛し入浴が十分にできていない重度障がい者に対し、訪問入浴サービスを提供する等、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう福祉サービスの充実につながった。

反省点・課題	障がい者が安心して地域で暮らせるよう、地域における支援者の理解を深める啓発活動が必要である。また、障がい者を取り巻く相談は、個人だけでなく世帯全体の支援が必要なケースが顕在化しており、総合的・専門的な支援体制の構築に向け、基幹相談支援センター機能の強化や地域生活支援拠点等の整備が必要である。
--------	---

今後の方向性	地域における支援者に対する障がい者への理解を深める取組みや、基幹相談支援センターの必要な機能を補完できるよう、地域活動支援事業を活用し相談支援体制の見直しなどを進め、障がい者の地域における生活を支援する拠点づくりにつなげていく。
--------	---

「第2次亀山市障がい者福祉計画」に係る取組実績(令和5年4月～令和6年3月)

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
1 地域で安心して暮らせるまちづくり						
(1)地域で支え合う共生社会の実現(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P23～30)						
①障がいと障がいのある人への理解の促進						
1 福祉意識の向上			障がいのある人が地域で自分らしく生活できるように、イベント等の開催だけでなくさまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、共生社会の理念や福祉意識の向上に努めます。	・「ヒューマンフェスタin亀山」や成人式の機会にヘルプマーク等の周知を行った。 ・12月9日に第19回ヒューマンフェスタin亀山を全体会と3つの分科会を行う形式で行った。分科会の1つに、「誰もが暮らせるまち亀山って？」をテーマとし、UDネット亀山から提案いただいたのち、ユニバーサルデザインについて参加者とともに意見交流する場を持った。全体会では、分科会で出た意見等を交流することで、障がいのある人が自分らしく生活できていることやユニバーサルデザインの重要性について参加者全員と共有することができた。 ・各団体との協議の結果、令和5年度はあいあい祭りは実施しないことになった。 ・令和5年10月に総合保健福祉センター機能見直し方針を策定し、具体的な機能見直しの方向として、あいあい祭りのあり方を位置づけ、開催目的の見直しを含めて整理を行うこととした。	・継続して福祉意識の啓発と周知の必要がある。 ・分科会、全体会という開催形式にかかわらず、今後も引き続き、ヒューマンフェスタin亀山を通して、障がいのある人が自分らしく生活できている前向きな姿を発信していく必要がある。 ・あいあい祭りの今後のあり方について、明確な方向性が出なかった。 ・あいあい祭りが果たしてきた団体の紹介や活動の場などは、今後も必要である。方針に基づき、開催目的やあり方の見直しを進めていくが、機能転用等を図ったことにより、施設内のスペースが手狭になっている現状がある。	・今後も福祉意識の啓発と周知を図る。 ・第20回ヒューマンフェスタin亀山にて「障がい者の人権」について、当事者から思いを聞き、参加者同士が交流する機会を持つ。 ・あいあい祭りの今後のあり方について、明確な方向性を出すようにする。 ・従来のような大人数が集まる集合型の行事を見直し、他行事等との統合・再編も含め、あいあい祭りのあり方の見直しの検討を進めていく。
2 障がい福祉制度の情報提供の充実			制度改革が著しい障がい福祉制度の理解を深めるため、本人、家族、支援者などに適切な情報を提供します。	・国の制度改定があり、障害福祉サービスに特化した手引きの作成を行っている。	・わかりやすい制度の案内や情報提供が不十分であるため、HP等を通じ、わかりやすい情報の発信に取り組んでいく必要がある。	・障がい福祉サービス制度に係る手引きを作成し、利用者等に周知を図る。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			②ボランティア活動の推進			
			1 ボランティアの育成と活動の支援 ボランティアの育成や、ボランティア団体の活動情報の提供、必要としている人への斡旋など、ボランティア活動の活性化に向け支援します。	・ボランティアを必要とする人のニーズを聞き取り、ボランティアセンター登録団体へつなぎ、必要なボランティア活動を斡旋した。 ・総合保健福祉センター機能見直し方針(令和5年10月)に基づき、施設内のゾーニングを整理し、ふれあい交流機能として、ボランティアルームの移動(西側)を決め、活動拠点の整備を進めた。	・大規模な組織から小規模な形態へと活動形態が変化している中、個々の支援ニーズに対するマッチング機能や組織の形態の変化に合わせた支援体制づくりが必要である。 ・ボランティアセンターへの登録者数が減少している中、ボランティアをはじめとする市民活動の状況変化に対応していく必要がある。	・方針に、ボランティア・市民活動のコーディネート機能を具体的な機能見直しの方向として位置づけ、検討を進めていく。
			2 障がい者団体への支援 障がい者が互いにつながり、支え合いながら、いきいきと自立生活を送っていけるよう、活動資金の援助やピアカウンセラーの育成など、社会福祉協議会と連携しながら障がい者団体の結束に向けて活動を支援します。	・ユニバーサルデザイン啓発を行う身体障害者当事者団体を母体とした団体の設立に向け相手方と協議を行ったが、新規団体の設立には至らなかった。	・新規団体が設立できていない。 ・社会福祉協議会など関係団体等との協議が必要である。	・引き続き新たな障がい者団体の立ち上げに向けて、その効果も含めて協議等を行っていく。
			3 地域における見守り・支援体制の構築 支援が必要な障がいのある人への声かけ活動や見守り活動を行うなど、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手による活動を支援し、障がい者等を家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。	・負担軽減、担い手確保の取組は進んでいない。 ・青少年総合支援センターには、青色防犯パトロール車による地域見回り・声かけを行う補導員、メンタルケアや自立支援を担う支援員を配置している。なお、支援員については、福祉課題を抱える要支援者の実態把握に努め、寄り添う相談支援の実施に繋げた。 ・民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活発化を図るため、地域住民の相談支援に係る活動費の増額を行った。	・負担軽減、担い手確保の取組は進んでいない。 ・福祉課題を抱える相談者の自立支援等は、青少年総合支援センター単体で完結できるものではないことから、各関係機関との密接な連携下で支援を進める必要がある。 ・民生委員・児童委員等が、地域で相談を受け止め、市と社会福祉協議会につなぐことができる体制づくりについて、継続的な周知が必要である。	・高齢者実態調査などの市から依頼業務の効率化を図る。 ・青少年総合支援センターを中心に関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 ・地域での見守り活動や支援活動に必要な研修の実施支援や、市の重層的支援支援体制整備事業に関する行事の企画・開催の検討を進めていく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			③ひきこもり状態にある人への支援の推進			
			1 精神障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発 精神疾患や精神障がいへの偏見や差別をなくすため、精神 障がい等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組めます。	・精神障がい等への理解促進に係る普及啓発ができなかった。	・精神障がいへの理解を高めるための普及・啓発ができていない。	障がいに係る差別の解消に向け、精神疾患・精神障がい者を含めた障がい全般への正しい理解の普及・啓発の方法を検討する。
			2 ひきこもり支援に向けた体制づくり 不登校やひきこもり等に、三重県・関係機関・行政が互いに連携を図り、支援機関につながることで適切な支援が受けられるよう重層的 支援体制 の強化を図ります。	・令和6年度から総合保健福祉センターにひきこもり相談窓口を設置する準備を行った。 ・青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、面接相談や電話相談を実施した。 また、支援員2名(公認心理士)について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。 ・青少年自立支援事業(教育委員会)を地域福祉力向上重層的支援体制整備事業等へ組み込むための予算措置や、オンライン居場所の試行的な設置・運営などの居場所づくり推進支援業務の予算措置を行った。	・ひきこもり相談窓口の周知 ・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。 ・義務教育以降の不登校やひきこもりの人の情報は潜在化し、把握しづらい現状がある。 ・ひきこもりが障がいを原因とするものではない場合があるため、分野ごとの支援体制の役割分担などの整理が必要である。	・ひきこもり相談窓口にて相談を受け、対面での相談が難しい方には、オンラインでの相談を予定している。 ・青少年総合支援センターを中心に関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 ・ひきこもりに関する相談窓口の明確化とともに、支援体制の充実・強化に向け、必要な予算措置を図りながら、教育委員会との協議を進める。 ・ひきこもり等に係る個々のケースに対応しながら、本市においての実態をふまえた、あるべき支援体制づくりに向けた協議を進める。
			3 社会参加に向けた支援 身近な地域で創作活動や交流ができる居場所づくりなど、社会参加支援に向けた社会資源の創出に取り組めます。	・青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が連続性・一貫性のある支援が受けられるよう、面接相談や電話相談を実施した。 また、支援員2名(公認心理士)について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置した。 ・地域活動支援センター事業の活動実績がなかった。	・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、福祉部局と連携して、ひきこもり状態にある人の家族が、子どもの将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。 ・障がい者の社会参加を支援する取組みとして地域活動支援センター事業を実施していく必要がある。	・青少年総合支援センターを中心に関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 ・地域の資源を活用して地域活動支援センター事業を実施し、加えて、情報発信を行い障がい者の参加を促す。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			4 ひきこもり状態にある人の家族への支援 家族に寄り添った継続的な相談支援を行い、家族同士の交流など家族会の活動が活性化するように家族会等と連携した支援に取り組めます。	・青少年総合支援センター支援員により、不登校生徒が継続性・一貫性のある支援が受けられるよう、面接相談や電話相談を実施した。 また、支援員2名(公認心理士)について、重層的な支援体制の構築を図るため、令和6年度から総合保健福祉センターの配置とした。	・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、福祉部局と連携して、ひきこもり状態にある人の家族が、子どもの将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。	・青少年総合支援センターを中心に関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			④虐待防止の啓発			
			1 虐待防止に向けた啓発と支援体制 虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、虐待の早期発見や被虐待者の保護を図るため関係機関とのネットワーク強化を図り、適切かつ迅速に対応し、支援を行います。	・虐待に関する通報や情報提供があった場合は、関係機関と連携を図り速やかにケース会議を開催する等して対応した。 ・虐待防止・権利擁護の研修に職員が参加した。 ・相談窓口周知や虐待防止啓発が不十分だった。	・虐待の構造等が複雑化しており、さらなる他機関との連携が重要である。また、相談窓口の周知や虐待防止に向けた啓発を強化する必要がある。	・引き続き相談窓口の周知及び虐待防止について啓発を行っていく。 ・厚生労働省による障がい者虐待防止・対応の手引きに基づき、虐待案件への対応・支援を図っていく。
			2 人権意識を高める啓発 一人ひとりが人権意識を高めていくため、互いの違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられるよう、ヒューマンフェスタin 亀山等のイベントや街頭啓発など、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組めます。	・人権擁護委員による人権相談を行うとともに、人権啓発チラシや市広報紙に人権相談についての記事を掲載し、周知を行った。また、12月に人権擁護委員、鈴木地域防災事務所職員と連携して、市内各所にて街頭啓発を実施した。	・引き続き、支援が必要な人の声を受け止めるために、様々な情報媒体を利用し人権相談について周知を行うとともに、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組む必要がある。	・引き続き、様々な情報媒体を利用し人権相談について周知を行うとともに、あらゆる機会や手段を活用し人権啓発に取り組む。
			3 施設従事者 への意識啓発 施設従事者に障がい者虐待の防止に向けた研修を実施し、虐待防止の意識啓発や施設従事者による障がい者虐待の防止に取り組めます。	・共同生活援助や生活介護に係る事業所の担当職員を対象として、障がい者虐待の防止に関する研修を実施した。	・引き続き障がい者虐待防止の意識啓発を図っていく必要がある。	・虐待防止の意識啓発や研修等の実施により障がい者虐待の防止に取り組む。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
(2)相互理解と交流の促進(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P31～36)						
①障がい者差別解消に向けた取組の推進						
1 障がい者差別解消に向けた啓発 障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に向けて、市民の関心と理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるように、障がい者も含め広く周知、啓発を行います。			・自立支援協議会にて障がい者差別解消に向けた啓発や障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供の法改正についての周知を図った。また、広報でも周知を図った。 ・人権出前講座を、企業・地域・学校・各種団体などを対象に16回実施した。講座の内容に、障害者差別解消法を含む差別解消三法について概要を説明することで、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について啓発を行った。	・引き続き広く市民に周知する必要がある。 ・引き続き、人権出前講座を様々な団体等を対象に行うことにより、障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の理解を得るべく、社会モデルについての啓発を行う必要がある。	・市民や地域の支援者などのニーズに合った研修会ができるよう、意見反映を行う。 ・市民や地域の支援者などのニーズに合った出前講座の内容となるよう、改善を図るとともに、障害者差別解消法による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮について理解してもらえるよう啓発を行う。	
2 障がい者差別解消のための体制整備 地域の実情に応じた差別を解消するため、地域自立支援協議会で情報共有や協議を行い障がい者差別解消に向けた取組を進めます。			・地域自立支援協議会に設置した障がい者差別解消支援検討部会において、市の障がい者差別解消等に関する施策を確認するとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に係る具体的な取組みについて協議した。	・改正差別解消法の施行により、事業者の合理的配慮の提供が義務化すること等を踏まえ、障害者差別解消支援地域協議会(地域自立支援協議会)における紛争解決等の役割等を強化していく必要がある。	・障がいのある方が感じている制度の問題点や社会的障壁を把握するため、当事者等との意見交換等の方法を検討する。 ・地域自立支援協議会の委員構成に商工会議所や事業者等を含めることを検討する。	
3 職員対応要領の研修 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法の趣旨の徹底や障がいに対する理解を深めるために研修を行います。			・三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施した。	・新規採用職員に対する研修の時間が短いことから、研修の時間を確保する必要がある。	・三重県市町総合事務組合の実施する研修に継続して参加するとともに、障害者差別解消法に基づく職員対応要領について新規採用職員に対する研修を実施する。	

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			②スポーツ・文化芸術活動等の推進			
			1 障がい者のスポーツイベント等への参加の推進 障がい者がスポーツイベント等に参加できるような環境整備に努めるとともに、誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等を関係団体等と連携、開催します。	・大会の参加支援を行うため、スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給した。（申請：1件）。	・全国大会等出場する人以外の、市内障がい者スポーツ競技者の把握が困難なことから、全体的な要望等がつかみにくい。	・引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給するとともに、障がいのある人が障がいのない人と一緒に参加できるスポーツイベントの開催の支援に努めていく。
			2 文化芸術活動の参加の推進 障がい者が文化芸術を鑑賞、創造する機会や作品等の成果を発表することができる環境整備に努め、より多くの障がい者の参加を図りながら、心の豊かさや相互理解を深められる機会を提供します。	・市美術展の募集要綱を、近隣市高校、市内コミュニティーセンター、芸術文化協会、絵画教室、画廊の他、障害者支援施設を含む26の福祉施設へ送付した。 ・新図書館のスペースを利用し、「アールブリュット」をコンセプトとした展覧会を開催し、障がい者芸術の振興を図った。	・亀山市美術展の出品者が固定化している。	・障害者支援施設を含む各施設への情報発信（市美術展等の市主催事業の募集要綱等の送付等）を継続して行っていくとともに、より多くの方に市が実施する文化芸術関連事業の情報に触れてもらえるよう情報発信していく。 ・市民協働事業を活用し、「アールブリュット」の情報発信に取り組み、継続的に障がい者芸術の発表の場を確保していく。
			3 スポーツ・文化芸術活動等の情報発信 市内外で開催される障がい者のスポーツや文化芸術に関する取組等の情報について、情報収集するとともに、ホームページ等さまざまなツールを活用して情報発信を行います。	・三重県スポーツ推進委員協議会を通じて、障がい者スポーツ大会の開催について情報収集した。 ・亀山市美術展について、過去3年の出品者に募集要項を郵送するとともに、広報誌への掲載やポスターの掲示、市内コミュニティセンター等に市美術展の案内を送るなど、紙媒体での情報発信を行った他、ホームページにも掲載した。 ・新図書館のスペースを利用し、「アールブリュット」をコンセプトとした展覧会を開催し、障がい者芸術の振興を図った。	・情報発信をする上で、発信内容について、関連部署間で情報共有する必要がある。 ・引き続き、より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう工夫していく必要がある。	・三重県スポーツ推進委員協議会を通じて、障がい者スポーツ大会についても情報収集をするとともに、情報内容について関連部署間で情報共有する。 ・亀山市文化会館で開催される文化関係事業の開催に合わせて募集要項等を配置するなど、より多くの方に文化芸術に関する情報に触れてもらえるよう工夫していく。 ・市民協働事業を活用し、「アールブリュット」の情報発信に取り組み。また、継続的に障がい者芸術の発表の場を確保していく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			③福祉教育の推進			
			1 子どもへの福祉教育の推進 社会福祉協議会による福祉教育推進事業の活用や市民団体との活動等、地域交流や体験学習などを通して、児童・生徒の障がい・障がい者理解を深めます。	・複数の学校で、「総合的な学習の時間」等の学習で、地域の方やゲストティーチャーを招き、福祉体験などを行い、障がいへの理解を深めた。 ・市の手話通訳者を講師として小学校に派遣し福祉教育を行った。	・学習内容や学習の機会を設定しても、地域の方やゲストティーチャーを見つけられないなどの課題がある。	・継続的にゲストティーチャーとして支援してもらいように各校のゲストティーチャー一覧等を作成し活用できるように研修担当者等で紹介していく。 ・また、社会福祉協議会と協働した福祉教育も継続していく。
			2 生涯学習講座の充実 「学び」を通じて個人や社会が直面する課題を理解し、障がいのある人となない人の交流が深まるよう、さまざまなテーマによる学びの機会を設けます。	・「ポールウォーキング」など、介護予防に活用できる講座を実施し、障がい者に対する理解が深められるような学びの機会を設けた。	・介護予防など間接的に関連のあるテーマの講座内容になっているため、各団体や行政関連部署と連携しながら内容を検討する必要がある。	・今後も各団体や関係課などと講座内容を調整のうえ、障がい者に対する理解及び障がいのある人となない人の交流が深められる学びの機会の創出を図っていく。
			3 交流・体験活動の充実 児童・生徒の発達段階に応じて、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒と交流を図り、子どもたちが思いやりの心、助け合いの心を育みながら成長できるよう、地域と連携した福祉体験活動の機会を設定します。	・特別支援学校と地域の学校が学校間交流を行い、特別支援学校の児童生徒が地域の学校で共同学習を行った。 特別支援教育振興会の主催で特別支援学級の児童生徒が作成した作品を開いた	・特別支援学校との交流・共同学習は、特別支援学校からの依頼に応じて、今後も進めていく必要がある。また、交流・共同学習をより一層すすめることができるよう、学校や市教育委員会の体制を整備する必要がある。	・特別支援学校、三重県教育委員会と連携し、交流・共同学習をより一層進めることのできる体制を整備する。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり						
(1)包括的相談支援体制の構築(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P37～44)						
①早期発見・早期治療の推進						
1 乳幼児健診等のフォロー体制の充実 健康診査等の未受診者や居住実態が把握できない家庭などについては、その実態把握に努めるとともに、支援が必要 な子ども や保護者 には、関 係部署と連携したフォローを行います。			・乳幼児健康診査の未受診者について積極的に電話や家庭訪問を行い実態把握を行った。また、支援が必要な乳幼児とその保護者に関して、関係部署と連携し、フォローを行った。	・母子手帳発行時や各種教室等で乳幼児健診について周知し、受診時期に案内を送付している。しかし、少数ではあるが未受診者がいることが課題である。	・引き続き、未受診のケースの実態把握に努め、受診勧奨を行うとともに、支援の介入が必要な家庭には関係部署（機関）と連携し、フォローを行っていく。	
2 発達が気になる子どもの支援体制の強化 きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、障がいなど、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できる支援体制の強化を図ります。			・相談者のニーズに対応できるよう、心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保険・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し必要な支援を行った。	・相談者のニーズに対応できる体制を整えることの重要性。	・相談者のニーズを的確に捉え、発達に配慮が必要な児童の早期発見・支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行うとともに、きめ細やかな対応ができるよう、関係機関との連携を密に行い、支援体制の強化に取り組む。	
②総合相談窓口の設置						
1 総合相談窓口の設置 障がい者、高齢者、児童、生活困窮者などの垣根を越えて、あらゆる相談を受けられる総合相談窓口が保有すべき機能の協議を重ねながら、総合相談窓口の設置・運営を進めます。			・総合保健福祉センター機能見直し方針（令和5年10月）に基づき、総合相談窓口のあり方に関する検討を進め、子ども未来部の設置など、総合保健福祉センターにおける窓口の再配置の検討を進めました。	・総合保健福祉センターにおけるワンストップのあり方を検討し、社会福祉協議会の窓口機能（ひきこもりを含む）の役割分担や新たに創設される子ども未来部の窓口配置の検討が必要である。	・方針に基づき、総合保健福祉センターにおける最適な総合相談窓口の設置・運営を行っていく。また、ひきこもりに関する相談窓口の明確化を図る。	
2 障がい福祉サービス等の情報提供の充実 障がい福祉サービス等に関する情報を一元化するとともに、「ここに行けば分かる」等、分かりやすい提供方法を確立します。			・相談支援体制の整備に係る議論等のため、地域自立支援協議会に相談支援のあり方検討部会を設置し、市の相談支援の現状把握と課題の検証を行い、協議会に報告した。	・HP等を通じたわかりやすい情報の発信に取り組むとともに、申請などに際して対象者に使いやすいものにしていく必要がある。	・障がい福祉サービスに関する情報を対象者にわかりやく案内する体制を整えていく。	
3 コーディネート機能を備えた相談支援体制の整備 障害者総合相談支援センターあいを中心に地域の社会資源をつなぎ、必要なサービスをコーディネートする機能を備えた相談支援体制を強化します。			・相談支援体制の整備に係る議論等のため、地域自立支援協議会に相談支援のあり方検討部会を設置し、市の相談支援の現状把握と課題の検証を行い、協議会に報告した。	・相談支援に係る行政、委託、特定相談支援事業所の役割の整理や、後期基本計画に位置付ける基幹相談支援の機能強化の基幹相談支援員の確保が課題である。	・相談支援のあり方検討部会での議論等を踏まえ、市としての相談支援体制のあり方を検討していく。	

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			③精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築			
			1 地域生活を支援するため関係機関の連携強化 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう協議の場を継続し、保健・医療・福祉関係者や関係機関との連携を強化します。	・鈴鹿地域精神保健福祉連絡会等の機会を通じ関係機関との連携体制を構築し、事例を通して地域の課題を共有した。 ・地域移行に係るケースの対応に当たり、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの方法論に基づき、圏域外の精神科病院、保健所等との連携協力を図って対応した。	・精神科病院は鈴鹿市にしかなく、緊急性の高い事案等の場合などにさらなる連携・協力体制の構築が必要である。 ・圏域内の、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム地域包括ケアシステム構築に係る進捗状況が不明確である。	・鈴鹿亀山圏域精神保健担当者連絡会で、チェックシート等を活用することにより精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム地域包括ケアシステムの構築度合いの把握を行っていく。
			2 多様な精神疾患等に対応する支援体制の構築 認知症、統合失調症などの多様な精神疾患等に対応できるよう、医療関係者等と連携した支援体制を構築します。	・精神疾患の人の対応に当たり、圏域での各種ネットワークを活用し、医療機関等との連携により事案の解決を図った。 ・認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、個別ケース会議を行い関係機関と連携し、支援体制の構築を図った。	・精神疾患の方の対応に当たり障害福祉部門に専門職が不足しているため急性増悪・措置等のリスク判断等が困難である。 ・認知症サポーターの更なる要請を図り、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の充実や、それらの体制が一定程度整備されていることを周知啓発する必要がある。	・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム地域包括ケアシステムの方法論に基づき、精神疾患のケース対応に係る連携・協力を図るための手順・手続をマニュアル化する。 ・認知症サポーターの更なる要請を図り、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の充実するとともに、それらの体制が一定程度整備されていることの周知啓発を図る。
			④障がいのある人の家族支援			
			1 家族の負担軽減 支援制度や障がい福祉サービスなどの情報提供を行うなど、障がいのある人を持つ家族が直面するさまざまな負担の軽減に努め、障がいのある人本人だけではなく、家族も孤立しないように支援します。	・新型コロナウイルス感染症が5類に分類されて以降、徐々にコロナ禍以前のサービス利用に戻りつつあり、レスパイトの利用も戻りつつある。	・障がいのある人を介護する家族等の休息やリフレッシュのために利用できるサービスに係る情報発信が不十分である。	・介護者等の障がい者をサポートする人が休息するための制度をPRする。
			2 家族のレスパイト支援 障害のある人を介護している家族の休息やリフレッシュを目的とした日中一時支援や短期入所のサービス利用を促進します。	・障害福祉サービス事業所が増加したことに伴い、日中一時支援による体験から本利用に繋がった。その結果として障がい福祉計画における令和5年度の日中一時支援の利用実績は減少している。	・障がいのある人を介護する家族等の休息やリフレッシュのために利用できるサービスに係る情報発信が不十分である。	・障がいのある人を介護する家族等の休息やリフレッシュのためのサービスがあることをPRしていく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
(2)障がい児支援体制の確保(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P45～52)						
①療育体制の充実						
			1 相談・支援体制の充実 就学前のすべての障がい児や発達等に配慮が必要な 子どもを支援するため、個別・集団による療育相談事業や保育所・幼稚園等と連携し行う巡回相談、CLM のしくみ を活用し充実を図ります。	・一人一人の特性や発達段階に合わせた目標や内容を検討した集団療育相談を、70回実人数26人に行った。 保育士及び教職員への支援として巡回相談を行い、子どもへの関わり方等について具体的な指導を行うなど、園における指導力の向上を図り、関連部署との連携を密にした。みえ発達障がい支援システムアドバイザー1名を配備し、発達支援に関する専門性の向上に努めるとともに、保育士1名を三重県立子ども心身発達医療センターに派遣し、アドバイザーの育成にも努めた。CLM方式を活用した保育士対象の研修だけでなく、特性のある子どもを持つ保護者対象の研修等を実施し、人材育成や保護者支援に努めた。	・就学前のすべての障がい児や発達等に配慮が必要な子どもの相談・支援体制のさらなる充実を図る。	・子どもの発達に合わせて、療育事業や保育所、幼稚園、認定こども園との連携による巡回相談を行う。CLMの実践やみえ発達障がい支援システムアドバイザーを計画的に養成し、発達支援に関する専門性の向上を図る。 ・子ども支援Gが行っている巡回相談等を活用して、発達等に配慮が必要な子どもの支援につながるよう、連携の強化を図っていく。
			2 児童発達支援機能の強化 現在の療育相談事業の機能強化を段階的に図るとともに、児童発達支援センターの 機能確保に向けた取組を進めます。	・児童発達支援センターの機能の確保のため、職員の資格取得に努め、児童発達支援管理責任者を配置し、計画相談員の資格取得に努めた。	・児童発達支援センターの機能確保に向け、療育相談事業において、関係機関との連携を強化することで機能の充実を図る。	・民間事業者による市内での児童発達支援センター設置が計画されているため、今後の療育相談事業や民間事業者との連携のあり方について検討を進めていく。
			3 切れ目のない支援体制づくり 障がい児や発達等に配慮 等 が必要な 子ども のラ イフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、保健・医療・障がい福祉・教育などの関係部署と関係機関との連携の強化を進めます。	・心理・教育・保育等の専門スタッフが相談を受け、保険・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し対応することで、子どもが所属する園や学校、家庭や地域で健やかに成長していけるよう支援を行った。(相談件数:553件) ・杉の子特別支援学校の移行支援会議に参加し、成人にあたっての支援のつながりを継続させた。重層的支援体制の会議に参画し、他機関連携を行った。	・障がい児や発達等に配慮等が必要な子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。 ・今後も継続して、児童期から成人期へのつながりを確保していく。重層的支援体制の活動に伴い、共同していく必要がある。	・今後も、相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を継続して行っていく。また、きめ細やかな対応ができるよう、こども家庭センターを中心に関係機関との連携を密にし、支援体制の強化を図る。 ・今後も園長会議等を通じて、関連部署からの情報提供を行い、発達等に配慮が必要な子どもの支援が図れるよう連携を図っていく。 ・今後も継続して、児童期から成人期へのつながりを確保していく。重層的支援体制の活動に伴い、共同していく必要がある。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			②医療的ケア児の支援の充実			
			1 医療的ケア児等の資源の 拡充 地域自立支援協議会等で医療的ケア児等の課題やニーズを協議し、医療的ケア児等が安心して利用できる障がい福祉サービス事業所等を 拡充するよう取り組みます。	・「にじいろネット研究会」を通し、情報共有や他の関係機関との連携を深めた。 ・部内での医療的ケア児の情報共有会議を行った。	・引き続き医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携が必要である。	・引き続き、医療的ケア児に係る医療・福祉・教育の関係機関によるネットワークを活用して、医的ケア児の支援を図っていく。 ・医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携の機会を設け、適切な支援に繋げる。
			2 医療的ケア児等への支援体制の充実 医療的ケア児等の支援を行うため、関係部署及び関係機関が情報共有し、「にじいろネット」を中心とした地域の多職種の関係機関との連携強化を進め、支援者からの相談に応じるスーパーバイズ機能の活用を図りながら支援体制の充実に取り組みます。	・「にじいろネット研究会」において、他の関係機関との連携を深めた。 ・放課後児童クラブにおいて障がい児を受け入れるにあたり、支援員等を配置（加配）した際の運営費を補助した。	・医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携を行っていく。 ・障がい児を受け入れる放課後児童クラブに対しては、継続的な支援を行う必要がある。	・医療的ケア児の現状や支援体制等について、部内での情報共有・連携の機会を設け、適切な支援に繋げる。 ・引き続き、放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れる場合の運営費への加算について、国の基準の改正状況を基に、検討していく。
			3 医療的ケア児等の保育所・幼稚園・認定こども園への受入体制の充実 「医療的ケア児の入園までの手続マニュアル」及び「医療的ケア実施ガイドライン」を活用し、関係 機関 との 情報共有を図りながら、医療的ケア児の円滑な受入れと適切なケアが継続して実施できる体制づくりに努めます。	・部署間の関係者会議に参加し、情報共有を図った。 ・医療的ケア児や発達等に配慮が必要な子どものケアが継続できるよう人材の確保に努めた。	・継続し、情報共有を行っていく。 ・新たな受け入れに対する人員確保が課題となる。	・今後も必要な情報共有の場に参画していく。 ・医療的ケア児等に対し、新たな受け入れに対し、対応していく必要があるため、看護師等の人材確保策を検討する必要がある。
			4 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 医療的ケア児等とその家族に必要な支援について、多職種が協働できるよう支援の連携調整を図り、成長過程に応じた支援がスムーズにつながるよう、地域の計画相談事業所等におけるコーディネーターの配置を促進します。	・市内の障害児相談支援事業所の計画相談1名がコーディネーターの資格を取得した。	・今後も医療的ケア児の受入れは増加が見込まれる。	・今後も継続的にコーディネーターの資格取得の勧奨を行い地域の体制整備を進めていく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			③子育てを支援する受入体制の整備			
			1 障がい児の受入体制の充実 一人ひとりの子どもが、その能力や特性に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、障がい児保育・特別支援教育の充実に取り組むとともに、小学校における放課後 の遊びや生活の場を確保するため、放課後等デイサービスや放課後児童クラブの 受入れ体制の 充実を 図ります。	・放課後等デイサービスの事業所で日中一時支援事を委託しており、その中で医療的ケア児の受入れを行った事例が2件あった。	・今後も医療的ケア児の受入れは増加が見込まれる。	・今後も継続的に医療的ケア児の居場所確保に努めていく。
			2 障がい児の成長支援 すべての子どもが、障がいの有無に関わらず充実した保育所・幼稚園生活を送ることができるよう、保健・福祉・教育・医療が連携した支援を行います。	・KUKSプログラムの活用7人。みえ発達障がい支援システムアドバイザー（保健師）を中心とした保育所、幼稚園等でのCLMを実施し、保育士や教職員のスキルアップに努めた。 保育士及び教職員への支援として訪問相談を行い、子どもへの関わり方等について具体的な指導を行うなど、園における指導力の向上を図り、関連部署との連携を密にした。 ・保育所等訪問支援を支給し、学校や学童に対して、福祉の連携を図った。	・障がいを持つ子どもを介助する加配職員について、資格を持たない介助員への保育等のスキルアップが図れるよう、研修等の機会が必要である。 ・今後もインクルーシブの高まりに従って、保育所等訪問支援の需要増加が予想される。	・CLM方式の活用を市内公立全園にて実施できるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザーを中心に市内公立全園の保育士を支援する。 ・KUKSプログラムを活用するとともに、みえ発達障がい支援システムアドバイザー（保健師）を中心に、保育所、幼稚園等でCLMを実施し、保育士や教職員のスキルアップを図る。 ・今後も、保育所・幼稚園生活を通して、充実した保育が受けられるよう、障がいを持つ子どもへの支援体制の強化を図っていく。 ・継続し保育所等訪問支援の受給決定を行っていく。その中では児童発達支援センターとの協働も検討する。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			④特別支援教育の充実			
			1 特別支援教育の充実 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、子どもたちの個々の課題解決に向け適切な支援を行うため、保育所・幼稚園等への巡回相談、学校内の特別支援教育校内委員会における事例検討会などの充実を図るとともに、関係機関との連携・強化に努めます。	・特別な支援を必要とする児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」の作成を行った。また、関係機関と連携し支援につなげることができた。	・保育所・幼稚園・小学校・中学校までの共通した様式での、支援情報の引継ぎをしていくことが求められている。	・引き続き、特別支援学級や通級指導を受ける児童・生徒について、「個別の教育支援計画や個別の指導計画」を全員作成し、進級・進学期に必要な支援情報を引き継ぐよう取り組む。
			2 インクルーシブ教育の推進 すべての子どもが、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築（支援体制の充実）をさらに進めるとともに、障がい理解のための教育や啓発に取り組めます。	・特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るための研修会を行った。	・全ての教職員がインクルーシブ教育の考え方を理解し、支援につなげる必要がある。	・引き続き、教員の専門性を高める研修会を開催する。また、経験年数の浅い教職員や保護者等への理解を進める。
			3 進路選択と自立の支援 一人ひとりの子どもの能力や適性に応じた進路の選択や就労に関して、にじいろの一との活用を図り、受入先の確保と定着に向け関係機関と連携した支援を行います。	・相談を受けることから始まる当該支援活動をより有効なものとするため、将来に対する不安や悩みを話せる「窓口」的の位置づけにある青少年総合支援センターの活動周知に引き続き取り組んでいく必要がある。 ・4名の特別支援学校の在学学生に対し就労移行支援の受給決定を行い、適切な進路を選択するためのアセスメントを実施した。	・青少年総合支援センターを中心に関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 ・国の制度構築の見直しにより、就労移行新事業所の総数が減少しており、継続的なアセスメントを民間で行うことが困難になりつつある。	・青少年総合支援センターを中心に関係機関と連携し、青少年の健全な育成を図っていく。 ・障害者就業・生活支援センターでの実施も視野に入れた、就労アセスメントを行う必要性がある。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
3 自立した生活のできる体制づくり						
(1)雇用・就業機会の確保と拡大(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P53～60)						
①就労準備支援の充実						
1 職場実習事業の活用促進 就労の促進や市職員の障がい者に対する理解の促進を図るため、市の施設 において障がい者職場実習事業を行います。			・3年間コロナ下で自粛していた事業であるが、再開することが出来1名の受け入れを地域福祉課で実施した。	・利用者の募集を呼び掛けたが、1名のみであり、対象者が限定的であった。これは民間での就労支援の充実が背景にある。	・より実効的な予算執行となるよう、制度のあり方を考える必要がある。	
2 ハローワーク等との連携による就労の促進 ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に関する情報を提供するとともに、労働者や事業者からの労働に関する相談窓口の周知・拡大に取り組みます。			・総合相談支援センターあいにおいて、就労に関する内容として年間87件の支援を行った。また、相談者の状況にあわせて、必要に応じ、ハローワークへの同行支援や障害者就業・生活支援センターにつながるなど、一般就労につながるよう継続的な支援を行っている。 ・事業者に対しては、亀山市雇用対策協議会等へ相談窓口の周知を行った。	・事業主や障がいのある労働者への効果的な支援には、就労移行支援事業所等や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等のさらなる連携が必要である。	・障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める。	
3 一般企業への啓発や制度説明 障がい者雇用に取り組むにあたって、一般企業・事業者が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度、支援機関等について情報提供・啓発を行います。			・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口にてリーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び合理的配慮の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。	・関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく必要がある。また、障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、事業所が抱える悩みや課題の解決に関する支援に努める必要がある。	・今後も継続して、企業が知っておくべき合理的配慮や各種支援制度について、関係機関及び各種団体等と連携し、様々な機会をとらえて、障がい者雇用の理解促進啓発に取り組んでいく。	
②雇用の場の確保						
1 障がい者就労施設等への支援 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などが仕事を確保できるよう、優先的に当該事業所から物品等を調達するなど、安定した事業所の運営に向けた支援を行います。			・亀山市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を掲げ、市における物品等の調達に適用し、障がい者就労施設等の仕事の確保につなげた。 ・ユニバーサルデザイン啓発グッズの作成を行った。	・実際に障がい者の社会参加につなげていくためには、より広い品目・分類での調達となることが必要である。	・引き続き障害者就労施設等からの物品調達が推進できるよう調達方針を作成し、調達実績の公表を行い、関係各課に呼びかけていく。	

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			2 企業における障がい者雇用の促進 企業の障がい者雇用に関する啓発を推進するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業と障がい者のマッチングの場を設けるなど、特例子会社等も含めた障がい者の就労の促進を図ります。	・事業者に対しては、関係機関と連携して本庁の2階窓口リーフレットを配架することで周知を行うとともに、亀山市雇用対策協議会等において、事業所における障がいのある方の雇用及び支援策の資料を配付し、障がい者雇用の理解促進に努めた。	・一般就労に移行・定着できるには、職場での障がい者の理解が進むことが必要である。	・引き続き、身近な地域で参加ができる就職説明会や、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の活用等、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、福祉施設等と連携し、障がい者雇用の促進に取り組む。 ・障害者雇用のための事業主支援について、雇用対策協議会等を通じて市内企業への周知を図る。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			3 社会的事業所への支援 一般企業での就労が困難な障がい者が、障がい配慮した環境で障がいがあっても継続して働ける社会的事業所の創業を支援し、多様な職場形態の構築を進めます。	・社会的事業所の新規参入に対する補助制度はあるものの、新たな新規参入事業者に関する情報等はなかった。社会的事業所への役務の調達を行った。	・新たな社会的事業所の参入に関する情報はなく、三重県社会的事業所創業支援モデル事業補助金交付要領が廃止されていることから、市の補助制度についても廃止も含めて検討する必要がある。	・今後も新たな参入が見込めないのであれば新規参入に対する補助金制度の廃止を含めて検討をする。現在の社会的事業所については、物品等の調達をするなどの支援を継続していく。
			4 農福連携による新たな雇用機会の創出 農業分野において、障がい者が生きがいを持って働くことができる「農福連携」等を進めるため、農業・福祉分野の関係部署が連携しながら、新たな雇用機会の場づくりを促進します。	・市内での事業所開拓の相談が1件あったが、その後の進捗は無い。 ・東海農政局の事業説明会等に参加し情報の収集を行った。亀山市で取組みが可能な事業の検討を行った。	・設備投資や、物件の確保など、就労の場の確保に必要なコストが大きく、参入を促すことは困難である。 ・情報収集や農業経営を行う福祉事業所の掘り起こしを行う必要がある。	・引き続き、情報収集を継続していく。 ・積極的に情報収集を行う。さらに、障がい者支援担当課と連携を行い農業経営を検討している福祉事業所の掘り起こしを図る。
			5 市職員の障がい者雇用 市における障がい者雇用は、障害者雇用促進法に基づき、採用試験時に障がい者枠を設けるなど計画的な採用を進めます。	・法定雇用障害者数を達成するため、計画的に採用を実施した。	・障がい者の諸事情により、急に退職される可能性があることから、継続的な雇用と働きやすい環境の整備が必要である。	・定期的に障がい者への必要な配慮事項についてヒアリングを実施する。 今後、令和8年7月1日から3%と引き上げとなることから、引き続き計画的に採用に取り組む。
			③就労定着に向けた支援			
			1 就労定着のための訪問・面談等の支援の充実 就労に伴う生活面の課題に対応するため、障がい者やその家族、事業所と連絡調整等を行う 就労定着支援サービス 事業所の参入を促すとともに、就労定着支援サービス を活用し 障がい者 が仕事を継続できるよう支援します。	・就労定着支援利用者が増加したことで、障がい者の雇用継続に寄与した。	・市内に就労定着支援事業所がなく、障害者就業・生活支援センターのみが市内の就労定着相談窓口となっている。	・就労の定着には応募者と企業のマッチングや入社後の人間関係、生活習慣が自立している必要があり、そのため本人と企業の橋渡しを行う、障害者就業・生活支援センターとより連携を図り就労の定着をの支援に努める。
			2 就労に関する情報提供・相談体制の充実 障がい者の就労定着に向けて、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業における「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」開催の促進や障がい者、事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実に取り組みます。	・「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の周知に取り組み、参加を呼びかけた。また、新たに市外から誘致した企業と障害者雇用に関する協議をもち、連携する例があった。	・商工部門からの連携があり、障がい者雇用に理解のある事業所を1件掘り起こすことが出来たが、依然として十分な障がい者雇用があるとは言い難い。	・今後も、事業所の掘り起こしができるよう、広く情報提供を求める。 また、障害者就業・生活支援センターとの情報共有も図っていく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
(2)自立生活のための環境整備(計画書 第4章障がい者福祉に関する取組の展開P61～68)						
①障がい福祉サービスの充実						
			1 自立を支えるサービスの充実 障がい者のニーズを把握し、限りある財源の中で生活を支援する 新たなサービスの検討を行い、既存のサービスを見直しつつ、障がい者の自立に向けたサービスの充実を図ります。	・自立支援協議会及び連絡会を活用し、地域課題の抽出やそれを協議する場の調整を行った。また、物価高騰対策事業による直接的支援をもって、事業所の継続に寄与した。	・障がい者やその支援者、また地域から必要とされるサービスを効果的に予算化するためには、既存サービスの整理、見直しを行っていく必要がある。	・自立支援協議会が持つ地域の声を抽出する機能を形骸化させずに活用し、制度構築に盛り込んでいく。
			2 情報提供・コミュニケーション支援の充実 DX(デジタルトランスフォーメーション)による社会変革等を踏まえ、障がい者一人ひとりに応じた多様な手段(聴覚障がい者向けのメール配信サービス等)による情報提供を行うとともに、手話通訳等、より円滑なコミュニケーション支援の充実を図ります。	・コミュニケーション支援事業の利用者が増加したこと、新たに令和6年度中に窓口へ遠隔手話通訳タブレットの配置を検討し、予算化した。	・他市と比較し手話通訳の利用が少ない。プッシュ型の情報提供等の検討が必要である。	・令和6年度において窓口へ遠隔手話通訳タブレット端末の設置を行う。設置手話通訳者による情報提供を行う。
			3 難病のある人への支援の充実 地域で安心して暮らせるよう補装具や日常生活用具の給付のほか、障がい福祉サービスの利用方法に関する情報提供に努めるとともに、難病のある人やその家族の日常生活における相談を必要に応じて 県難病相談支援センターに つなげ適切な支援の提供を図ります。	・福祉の手引きを更新し、最新の情報提供に努めている。1件難病を対象に障害福祉サービスの受給決定を行っており、難病のある人に対する直接的支援を行った。	・今後も難病患者に対する情報共有と連携が必要となる。	・圏域の難病相談支援センターと連携しつつ、当事者への支援の継続を行っている。
			4 居住環境の整備 グループホームや短期入所施設などの基盤整備を促進するとともに、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後への備えや、入所施設・病院からの地域移行を進めるため、緊急時の受け入れや、グループホーム・一人暮らし等の体験ができる機能を備えた地域生活支援拠点の整備に取り組めます。	・計画相談事業所に対して、本事業のニーズ調査を実施した。	・調査結果に基づいた地域生活拠点等の整備が進んでいない。	・地域生活拠点等整備に係る国の基本的指針の改正(※令和8年度末までに各市町村において整備)も踏まえ、早急に取り組んでいく。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進			
			1 亀山駅周辺整備及び公共施設等のバリアフリー化の推進 亀山駅周辺整備や公共施設や道路等の建設・改修において、障がい者の視点に立ち安全性に配慮しつつ整備を進め、バリアフリー	事業完了(令和4年10月)に伴い回答無し	事業完了(令和4年11月)に伴い回答無し	事業完了(令和4年12月)に伴い回答無し
			2 障がい者に配慮した市営住宅の整備 障がい者の入居を想定した市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した民間住宅の借上げを検討します。	・ユニバーサルデザインに配慮された民間賃貸共同住宅が民間活用市営住宅事業へ申請され、借上型市営住宅選定委員会にて審査の結果、採用決定となり借上げることとなった。	・ユニバーサルデザインに配慮された賃貸住宅は一般的な賃貸住宅よりも建築コストがかかるため、入居者の住宅使用料が高くなる傾向がある。	・引き続き民間賃貸共同住宅を借上げる際には、事業者に対してユニバーサルデザインに配慮された共同住宅となるよう事業案内を行う。
			3 ユニバーサルデザインの普及啓発 県が認定するユニバーサルデザインアドバイザー等と連携し、より効果的なユニバーサルデザインのまちづくりに向けた啓発活動を行います。	・関係機関との協議に時間を要したことから、道路詳細設計が翌年度へ繰り越したため、三重県との協議が令和6年度となった。 既存道路については定期的に点検を実施したが破損箇所はなかった。 ・市内小学校へ市民団体と共にユニバーサルデザインの出前授業を行った。	・三重県ユニバーサルデザインの基準に合致した道路詳細設計を進め三重県との協議を完了させる。 既存道路の点字ブロック設置数が膨大な量のため、詳細点検は困難である。	・道路詳細設計に基づき工事を進め、道路利用者が安全で快適に生活できる道路整備に努める。 引き続き定期的に点検を実施していくとともに、自治会等からの修繕要望があれば早期対応を行う。 ・引き続き市内学校等を中心に出前授業を行う。
			4 必要な情報を得られる情報発信 障がいの有無を問わず、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、引き続き市ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応に取り組めます。	・令和5年4月に亀山市ウェブアクセシビリティガイドラインを策定し、庁内研修(5/31、6/1:2回)において、その内容を職員に周知し、ウェブアクセシビリティの向上に努めた。また、各ページの更新時に、対応が不十分な箇所があった場合はその都度改善を行い、誰もが情報を得られるよう対応した。	・引き続き、必要な情報が必要な人に確実に届くように、ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの対応に取り組む必要がある。	・各ページの更新時に、ウェブアクセシビリティ上で必要な対応がある場合は、対処方法を担当部署と共有し、改善を図るとともに、職員研修などの機会を通じて、ホームページのウェブアクセシビリティの向上を図る。
			5 読書バリアフリーの推進 視覚障がい者等の読書環境の整備や、郵送貸出、対面朗読サービスの実施のほかアクセシブルな書籍等を充実し、量的拡充を図るなど読書バリアフリー法の視点に立ったサービスを進めます。また、アクセシブルな電子書籍の導入のしくみづくりを進めます。	・出前授業を実施し、電子図書館やその他のサービスの普及啓発をしました。 行政情報番組や「light it blue三重」の取り組みへの協力を通じて、地域住民に対する情報発信を強化しました。 録音図書「山鳩文庫」の蔵書を増やし、視覚障がい者の読書環境を改善しました。	・地域住民に対する情報発信をさらに強化し、SNSや地域イベントを活用して広範囲に情報を届ける。	・利用者からのフィードバックを収集します。 イベント等と通した図書館利用の促進、「しずかなへや」の活用を含め、担当部署との連携によりサービスの周知啓発を継続していきます。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			③防災・安全対策の充実			
			1 防災知識に関する情報提供の充実 災害時における障がい者の援助に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、地域の防災訓練等に障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組めます。	・地域が主催する防災訓練や行政出前講座等で、災害時における障がい者の支援・援助に関する知識の普及・啓発を行った。	・災害時における障がい者の支援・援助に関する普及・啓発を実施しているものの、地域が主催する防災訓練や行政出前講座等に障がい者の方々が参加しやすい環境づくりの確立には至っていない。	・地域が主催する防災訓練等に、障がい者の方々が参加できるように、避難行動要支援者名簿を利用した安否確認や車いす等を利用した避難訓練等、障がいのある方を想定した訓練を行っていく。
			2 災害時の要支援者対策の推進 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を更新し、個別避難計画を作成するとともに、より実効性の高い支援者対策に努めます。	・地域福祉課と防災安全課が連携し、避難行動要支援者名簿を更新し、関係機関・関係者(民生委員・児童委員、地域まちづくり協議会、警察消防など)に配布した。 ・避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、避難行動要支援者名簿を活用した地域における避難行動要支援者支援に関する普及啓発や、平時からの名簿情報の外部提供未同意者への啓発を行った。	・避難行動要支援者名簿の登録情報について、地域の自治会等が独自で持つ避難支援情報と差異が生じている。 ・防災部局と連携し、避難行動要支援者名簿に基づいた個別避難計画の作成を進めていく必要がある。 ・避難行動要支援者名簿の取扱いに基づき、平時からの名簿情報の外部提供未同意者への啓発を図りながら、名簿の更新作業を進める必要がある。	・避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、避難行動要支援者名簿を活用した地域における避難行動要支援者支援に関する普及啓発を引き続き行うとともに、亀山市総合防災マップを活用した普及啓発を行う。 ・避難行動要支援者名簿の取扱いに基づき、登録情報の充実を図りつつ、名簿の更新作業を進めるとともに、防災部局と連携し、個別避難計画を作成する。
			3 福祉避難所等の充実 災害時等に一般の避難所では避難生活が困難な障がい者が安心して避難できる福祉避難所等の充実を図り、福祉避難所への物資等を供給する体制の強化や感染症対策に対応した避難所設置運営に努めます。	・備蓄している避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者の方々に配慮した備蓄品の追加や数量について検討を行った。 ・防災部局と、福祉避難所の運営体制等について協議した。	・亀山市備蓄・調達基準に基づき、避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、高齢者や障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について随時検討を行うとともに、福祉避難所協定事業所との協議の場を設定し、災害時に福祉避難所としての機能を果たせるよう準備していく必要がある。	・災害時に福祉避難所としての機能を果たせるよう、福祉避難所協定事業所と市との関係部署間で協議する場を設ける。 ・亀山市備蓄・調達基準に基づき、避難生活用備蓄品の適正な維持管理を行うとともに、障がい者に配慮した備蓄品の追加や数量について随時検討を行う。
			4 福祉避難所協定事業所との連携 災害時に特別な支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所協定事業所との連携を図ります。	・災害時における障がい者の避難生活等に寄与する避難所等の確保に取組めなかった。	・現在の福祉避難所協定事業所には障害福祉施設がないため、関係部局と協議しつつ確保に努める必要がある。	・関係部局との協議の場を設け、障がい者に係る福祉避難所の整備・確保を目指す。

基本 目標	実施 目標	施策 方向	取組内容	実績・成果	課題等	今後の方向性
			④権利擁護対策の充実			
			1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制など、利用者がメリットを実感できるよう、広報、相談、利用促進などの機能を備えた中核機関を設置する等、権利擁護を支援する地域連携体制のしくみづくりを構築します。	令和4年度に組織した法福連携ネットワーク協議会を令和5年度は3回開催し、受任会議を行った。 ・弁護士・司法書士・社会福祉・医師などを構成員とした法福連携ネットワーク協議会を開催し、市の取組状況や実績などに関する情報共有や意見交換を行った。	・引き続き広く周知するとともに、制度利用の必要のあるケースにあっては、適切に制度利用に繋げていく必要がある。 ・法福連携ネットワーク協議会において、構成員の充足を図る必要がある。また、市内の金融機関に市と社会福祉協議会が訪問したが、制度利用を含めて福祉の支援が必要だと思われる人が窓口を訪れている現状がある。	・成年後見制度の利用促進に向け、制度概要のわかりやすい情報提供や中核機関の役割について、広く周知する。 ・地域連携ネットワークの構築に向け、新たに東海税理士会に参画を働きかけていく。また、地域連携体制のしくみづくりの一つとして、金融機関との連携方策に関する検討を進めていく。
			2 成年後見制度の利用の促進 成年後見制度の積極的な情報提供を行い、報酬助成の拡大を図る等、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の体制づくりについて協議を進めます。	・成年後見サポート会議に6件諮り、意見を得ており、うち5件は家庭裁判所からの裁定が下り成年後見に繋がった。また、報酬費用助成を2件行った。 ・成年後見制度をわかりやすく伝えられるよう、落語家による後見落語や、弁護士等の専門職による意見交換で構成した成年後見制度利用促進シンポジウムを開催した。	・家庭裁判所にて審判の手続きに時間がかかり、スピーディーな対応が必要である。 ・成年後見制度は、後見人等の受任交代が容易でないことや、報酬の支払いが必要など、制度が煩雑であるため、継続的な周知・啓発に向けた研修の開催が必要である。	・委託調査の活用、成年後見サポート会議の活用をすることで、より明確な指針をもとに素早い審判が得られるよう対応していく。 ・制度の利用促進に向けた研修会の開催や、市と社会福祉協議会との連携により、専門職機関に働きかけるなど、受任機関の確保を図っていく。
			3 日常生活自立支援事業の充実 判断能力が低下した人等に対しては、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業により生活支援の充実を図ります。	・各種手帳の取得時に、本人と擁護者に対して案内を継続している。	・種別問わず手帳の取得者は増加しており、日常生活自立支援事業の利用が必要と思われるものが増加している。	・民間での身元保証サービスが充実しつつある中で、今後も理利用が必要と判断される者に関して、本人の意向を尊重しつつ専門機関を通じたサービスの案内を継続していく。
			4 虐待防止による権利利益の擁護 関係各課、警察等の行政機関や司法書士等の法曹などの関係機関との連携・協力体制を強化し、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行い、障がい者の権利利益を擁護します。	・施設での虐待通報が2件あり、全件迅速に対応し、利用者と事業所での和解に落とし込むことが出来た。また、前年度より継続の案件も成年後見制度の利用につながったため終結としたケースが1件であった ・高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を10月に開催し、関係機関と情報共有を図った。	・虐待に関する周知やマニュアルの整備が進み、虐待通報の件数が増加している。そのため、事後対応としての被虐待者の速やかなケア、また、擁護者側への再発防止を目的としたケアに繋げる事の重要性が問われている。 ・8050問題等養護者が抱える問題も多く、広く関係者機関と連携をとる必要がある。	・行政職員や専門職を中心とした、迅速な虐待対応と他機関共同での当事者のケアが出来得るよう、マニュアルの洗練を行う必要がある。 ・虐待事案について、関係機関と連携を図ると共に、ネットワークを構築し、困難事例の解決に向けて取り組める体制を整備する。